## 議員提出議案第2号

新たな地方議会議員年金制度の構築に反対する意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり二宮町議会会議規則第 13 条第 2 項の規定に 基づき提出する。

平成30年6月1日

二宮町議会議長 二 見 泰 弘 殿

## 新たな地方議会議員年金制度の構築に反対する意見書

地方議会議員年金制度は、平成23年6月1日に廃止された。しかしながら、 平成28年より全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び町村議会議長会 において新たな公的年金制度加入の実現を求める決議や要望が採択され、関連 する法案が地域での周知・議論もされないまま国会に提案されようとしている。

地方議員の年金制度は廃止されたものの、廃止後も受給権を保障したため、制度廃止時に総務省が出した試算では、支給がなくなるまで 60 年近くかかり、公費負担累計総額は約1兆3600億円にのぼるとされた。莫大な負担の原資は全て税金であり、地方自治体の財政運営に大いに影響を与えている。

加えて、新たな議員の年金制度は、議員を自治体職員とみなし厚生年金の加入資格を与えるもので、保険料の半分は自治体が負担する。自治体は旧制度の負担に加え、現職議員の厚生年金の保険料と重複して負担することになる。少子高齢化と生産年齢人口の減少が進む中、優先すべき施策にかかる予算を圧迫することにつながり、自治体運営に打撃を与えることが懸念される。

格差と貧困が広がり、非正規雇用で国民年金を支払えない若者もいる現状を 鑑みれば、負託された任期以外に生活の保障を求めることに主権者の理解は得 られず、さらなる政治不信を招きかねない。また、議会に対する関心の低下や、 議員のなり手不足を解決するための方策は、地域性を考慮すべきであり、各自 治体における議論が不可欠である。国民の合意を十分に得ていない現段階にお いて、一律に議員年金制度を導入するのは時期尚早である。

よって、新たな公費負担を伴う地方議会議員の年金制度は、各自治体での十分な議論が無いまま法整備をしないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 1 日

## 提出先

 衆議院議長
 大島理森

 参議院議長
 伊達忠一

 内閣総理大臣
 安倍晋三

 内閣官房長官
 菅 義偉

 財務大臣
 麻生太郎

 総務大臣
 野田聖子

 厚生労働大臣
 加藤勝信